

(平成25年11月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和44年10月13日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月10日から44年10月13日まで  
私は、昭和39年から平成8年まで、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないが、私は、当時、同社本社から同社C事業所へ転勤しただけで継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した表彰状及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務（昭和44年10月13日に、同社本社から同社C事業所に異動）していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和43年10月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

しかしながら、上記の被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、当該被保険者名簿における資格喪失後の昭和44年8月の随時改定において、7万6,000円から8万6,000円に改定されていることが確認でき、当該随時改定の記録を前提とすると、申立人が43年10月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の喪失に係る届出の受付日は、当該喪失日から約1年後の昭和44年10月16日であることが確認できるところ、当該被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（43年9月21日）から46年12月31日まで

の期間において、同社の被保険者資格を喪失した者の、喪失日から当該喪失に係る届出の受付日までの期間が、1年を超えている者は申立人のみであり、ほとんどの者が2週間以内であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和44年10月13日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿から、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級額である6万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

夫は、A社に、昭和32年7月から44年3月31日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場の昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは通常考え難いことから、事

業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8676

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで  
私は、昭和42年3月から平成13年12月まで、継続してCグループに勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているF共済会の回答及び雇用保険の記録から昭和47年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、F共済会は不明としているが、B社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月21日から同年12月21日まで  
私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様にA社から同社B事業所へ一緒に異動した複数の同僚の証言から、昭和43年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、125万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、昭和52年10月1日からA社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書、B健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届及び申立人が所持している預金通帳の振込額から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書、賞与支払届の賞与額及び預金通帳の賞与振込額から推認できる厚生年金保険料控除額から、125万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 12 月 29 日まで  
② 昭和 44 年 6 月 12 日から 45 年 12 月 31 日まで  
③ 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 12 月 29 日まで

私は、脱退手当金の制度自体を知らない上、脱退手当金裁定請求書は、私の筆跡ではなく、脱退手当金を受け取っていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A年金事務所が保管する様式第 24 号（「脱退手当金裁定請求書」及び「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」）、厚生年金保険脱退手当金裁定伺等の関係書類には、「51. 7. 29 支払済」印が押されており、オンライン記録の脱退手当金の支給決定日と一致する。

また、上記の裁定請求書の請求者の住所は、改製原戸籍の附票で確認できる脱退手当金の支給決定日における申立人の住所と一致している上、上記の厚生年金保険脱退手当金裁定伺における計算の基礎となった期間及び支給額に誤りは無く、オンライン記録と一致しているなど不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 12 月まで  
② 昭和 38 年 12 月から 39 年 12 月まで  
③ 昭和 39 年 12 月から 40 年 12 月まで

私は、申立期間①はA店で、申立期間②はB店で、申立期間③はC店で、正社員として勤務していた。これらの業種はDであり、私はE業務をしていた。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がA店という名称の店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A店という事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない上、申立人がA店の経営母体であったとするF事業所と同一名称の適用事業所がG県内に3社確認できるものの、そのうち2社は申立人の記憶する業種と異なっており、残り1社は申立期間①より前に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、申立人は、A店の事業主の氏名を記憶していないこと、及び当該事業所の商業登記の記録を確認できないことから、事業主照会が行えず、申立期間①当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A店についてH福祉保健センターへ確認したが、申立期間①当時の記録は残っていないと回答している。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶から、期間の特定はできな

いものの、申立人がB店という名称の店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、B店は、昭和45年3月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主は所在が不明のため照会が行えず、申立期間②当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、I福祉保健センターへ確認したが、申立期間②当時の記録は残っていないと回答している。

申立期間③について、申立人の具体的な記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がC店という名称の店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C店を経営するJ社の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成24年12月1日であり、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から厚生年金保険料は控除していない。また、当時の資料は保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では申立期間に支給されたはずの賞与の記録が無い。申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B銀行が発行した申立人に関する取引推移一覧表によると、申立期間において賞与の振込みは確認できない。

また、C市が発行した平成 19 年度（平成 18 年分）市民税・県民税課税証明書に記載されている申立人の平成 18 年分に係る社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、賞与が支給されたことが確認できる賞与明細書等の資料を所持していない上、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主は、「関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8682 (事案 7981 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月30日から23年2月1日まで  
② 昭和23年8月10日から28年3月1日まで

申立期間①はA社(現在は、B社)C事業所に、申立期間②は同社D事業所及び同社C事業所に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、訂正するよう申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、申立期間①については、申立てに係る事業所を、前回のA社C事業所から同社E事業所に変更し、当該期間は、同社E事業所に在籍したまま、しばしば同社C事業所に出向き事務の手伝いをしていたとの申立てに変更する。なお、同社C事業所の事務所長及び同僚一人の氏名を記憶している。

申立期間②については、申立てに係る事業所を、前回のA社D事業所及び同社C事業所から同社D事業所のみに変更し、同社D事業所のF課で勤務していたとの申立てに変更する。なお、同社D事業所に勤務していた大学の先輩でF課の上司の氏名及びG職二人の氏名を記憶している。

再度、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正すべきである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の当該期間に勤務していた事業所及び時期に関する記憶が明確ではない上、B社は、申立人の当該期間に係る人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び事業主による給与からの保険料控除を確認することができないこと、また、申立期間①については、当時、A社C事業所に勤務していた複数の同僚は、いずれも申立人を記憶しておらず、同社C事業所に係る健康保険

厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、当該期間に係る健康保険整理番号に欠番は無く、申立期間②については、当時、A社D事業所及び同社C事業所に勤務していた同僚へ照会したものの、回答のあった複数の同僚はいずれも申立人を記憶していないこと、このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認H地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成24年9月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回の申立てにおいて、申立人は、申立てに係る事業所をA社C事業所から同社E事業所に変更し、しばしば事務の手伝いをしていたとする同社C事業所の事務所長及び同僚一人の氏名を記憶していると述べている。

しかしながら、上記の事務所長及び同僚の連絡先は不明であり、今回改めてA社E事業所及び同社C事業所の複数の被保険者に照会を行ったが、申立人を記憶している者はいないことから、これは年金記録確認H地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間②について、今回の再申立てにおいて、申立人は、申立てに係る事業所をA社D事業所のみと変更し、同社D事業所F課の上司及びG職二人の氏名を記憶していると述べている。

しかしながら、当該3人は、既に死亡又は連絡先不明である上、今回改めてA社D事業所の複数の被保険者に照会を行ったところ、同社D事業所F課勤務であったとする複数の者を含め、申立人を記憶している者はいないことから、これは年金記録確認H地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認H地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 6 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 27 年 4 月 10 日から 33 年 3 月 31 日まで  
年金記録によると、私の A 社における被保険者期間である申立期間①及び②について、脱退手当金が支給されたことになっているが、自分で請求するはずがなく、受け取った記憶も無い。  
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、支給決定当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 3 月 31 日の前後 3 年以内に資格を喪失し、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たした申立人を含む 7 人の記録を見ると、6 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、うち 2 人は同日の支給決定日となっていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられ、ほかに脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。